

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)	
地域名 (地域内農業集落名)	小南地区 (小南町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小南町集落は、以前は水稻・麦の二毛作のほか、イチゴ・トマト・スイカ等の栽培をする専業農家が多数いた。現在は水稻やイチジク、イチゴ、軟弱野菜を栽培する数件の専業農家と、多くは兼業農家であり、専業農家は減少している。農業後継者については、集落内の8割の農家に後継者がおらず、高齢化と後継者不足が深刻な状況である。水稻栽培のほかにはイチジクを栽培している農家があるが、高齢化で農業が出来なくなったなどの理由により耕作放棄地になる事も考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していくほか、集落外からの担い手の受け入れも行ってゆく。今後耕作が困難になる農地については、担い手により、イチゴ・イチジクなどを中心とした収益性の高い作物への転換や、水稻栽培の拡大を進めてゆく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の適正利用を担う営農組織を検討し、分散ほ場の解消、担い手への農地集積・集約化を図り、耕作放棄地の発生を防止するために適正な農地管理を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落外の経営体を呼び寄せてくるなどして担い手を確保するなどの取組を継続して行う。そのために、今後耕作されなくなった農地については積極的に機構に登録していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
分散している農地を集積・集約化することにより大区画化を図りつつ、集落内の農地所有者の協力のもと大型の農業機械にも対応できるよう農道の整備を行いつつ、用排水路の保全も行い、営農環境の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外からも担い手を受け入れることを継続して行い、それらの担い手の定着を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

担い手による、いちじくなどの果樹栽培や、施設栽培のイチゴなどの収益性の高い作物への取組を推奨していく。耕作放棄地が発生しないよう、集落として適切に農地管理を行いつつ、農道・用排水路などの保全なども継続していく。